

武蔵村山市まちづくり条例に伴う開発事業集計表

資料1-7

H24年度～H28年度11月末合計	都計法 (件)	まち条 (件)	事業面積 (㎡)	住 宅 戸数(戸)
		50	43	約 179,500

H24年度～H28年度11月末 開発行為(法)数合計	50	箇所
H24年度～H28年度11月末 宅地分譲(条例)数合計	9	箇所
H24年度～H28年度11月末 その他(条例)数合計	34	箇所
H24年度～H28年度11月末 総合計	93	箇所

※まちづくり条例第52条

○1項1号:都市計画法開発行為

○1項2号:区画分割(事業区域面積500㎡以上で5区画以上)

○1項3号:集合住宅(15戸以上)

○1項4号:中高層建築物(建築高10m以上)

○1項5号:一定規模以上建築物(事業区域面積及び建物1棟に対する延床面積500㎡以上)

○1項6号:非建築施設(ペット霊園、スポレク施設、自動車販売場で事業区域500㎡以上)

○1項7号:駐車場(駐車台数40台以上)